

令和3年第3回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年9月10日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第3回上毛町議会定例会議事日程（3日目）

令和3年9月10日 午前10時00分 開議

日程第 1 議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合理約の変更についての訂正の件

日程第 2 一般質問

○会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくお願いします。

なお、現在、福岡県は緊急事態措置期間でありますので、質問者は可能な限り質問は簡潔に行い、時間短縮の御協力をお願いします。

それでは、始めます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、議案第47号「京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についての訂正」の件を議題とします。訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆様、おはようございます。

今回の議案の訂正の理由を申し上げます。

令和3年9月7日、令和3年第3回定例会初日に上程され、総務産業建設常任委員会へ付託することとされております議案第47号「京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について」でございますが、議案文には訂正はございませんが、規約案及び新旧対照表にて改正項目に漏れがあることが発覚いたしまして、広域圏事務組合の事務局より、関係する1市4町に訂正案が届きましたので、上毛町議会議長に訂正の請求をさせていただいております。

訂正の理由は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号「京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規

約の変更についての訂正の件」は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についての訂正の件」は承認することに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり3名です。質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、質問は通告された時間内に終わるように、要点をまとめ、簡潔明瞭に行い、また、答弁につきましても、責任の持てる的確な答弁をお願いします。時間の経過は議場内に表示されますので、残り時間を確認し、時間を厳守ください。

これより順番に発言を許可します。3番目に5番、廣崎議員。どうぞ質問者席へ。

○5番（廣崎誠治君）皆さん、おはようございます。5番議員、廣崎でございます。

コロナ禍の中での一般質問でございますので、簡潔に終わりたいと思っておりますので、真摯な御回答をよろしくお願いいたします。

まず、イオニアカードの件について、質問いたします。

令和3年6月25日付で、消費者庁及び公正取引委員会から、イオニアカードの販売会社でございますサルーテ・ラボ株式会社に対し発出された課徴金納付命令書には、イオニアカードPLUSはインフルエンザ等の空気のトラブルからイオンの力であなたを守りますとの表示について、サルーテ・ラボ社から提出された資料は、裏づけとなる合理的な根拠を示すものであると認められないとの記述があり、課徴金1,559万の納付命令が出されております。

この命令書に対する認識はございますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）議員御質問の命令書に対する認識につきまして、御答弁をさせていただきます。

御質問の課徴金納付命令でございますが、まず、この課徴金制度について申し上げさせていただきますと、本制度につきましては、平成28年4月1日より導入された

ものでございまして、景品表示法上の禁止規定の中の優良誤認、それから有利誤認に該当した場合に発出されるものでございます。措置命令が出された後に、課徴金額の調査が終了した時点で課徴金納付命令が発出されるということでございます。

なお、その調査期間につきましては、5か月から6か月程度かかるということでございます。

今回のサルーテ・ラボ社のイオニアカードPLUSにつきましては、景品表示法の優良誤認として措置命令が出されておりますので、課徴金対象行為とした期間を令和2年4月1日から同年11月5日までとし、令和4年1月26日までに課徴金1,559万円を支払わなければならない課徴金納付命令が発出されたものと認識しておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 私が消費者庁から出された文をインターネットでダウンロードした場合、この厚みになったんですね。この厚みで書いてある。その中に、課徴金の対象行為を行った対象期間は令和2年4月1日から令和3年2月17日までの間であると書かれております。課徴金の対象の、算定すべきところを見ると、5億1,970万2,667円が対象になってございます。これに率を掛けて、1万円未満の端数を引くと5,559万。5億1,970万という金額は、カード1枚4,000円でしたら、12万枚ぐらいを売っているという形になろうかと思えます。上毛町が8,000枚買ったということは、6%ぐらい買ったという形になろうかと思えますけど、その認識はございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 今、議員言われますように、私どもも、資料として消費者庁からの過剰金納付命令の資料を持っております。今の分については、議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） イオニアカードについて以前私が質問したときに、製品自体には問題ないと認識しているようですが、これに書かれているメリットですね。表示とその効果の合理的な根拠を確認できないということで、措置命令、課徴金納付命令が出されたカードを、予算ベースで質問には書いていましたけど、3,180万円の公金を使っているわけでございますが、このことに対して説明できますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今、議員の御質問につきましては、成果を町民に説明できるのかということだと思いますので、その件に対しまして御答弁させていただきます。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策の成果ということで、決算資料でもお配りをさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業といたしまして、まず、緊急生活支援金事業、それから町民へのマスクの配布、町民医療・福祉施設への感染予防対策に対する補助金の交付、それから町内事業者に対する新しい生活様式対応のための補助金の交付、各自治区公民館への空気清浄機の設置等24事業を実施させていただいております、今言われますイオニアカードの配布事業につきましても、その事業の一環として実施をさせていただいたということでございます。

議員が言われます成果ということ言えば、このカードを配布することによって、感染者を何人予防できた、また、減らすことができた等の具体的なものは申し上げることはできませんが、このカードを配布した趣旨、また、目的につきましては、町民の皆さんへの配布文でもお示しさせていただいているように、配布時点では新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、冬季に向かい、インフルエンザの流行に加え、新型コロナウイルス感染症との同時流行による医療体制の逼迫等も懸念される中、町民の皆さんに対して何かできないかという思いの中で実施させていただいたものでございます。

また、配布に当たりましては、当カードは病気から体を守る万全なものではないということと、マスクの着用、手指消毒、身体的距離の確保などの、新しい生活様式に基づく行動とともに、カードを携帯していただくことで少しでも健康被害のリスクを、リスク軽減につながればという思いの中から配慮させていただくということで申し上げておりますので、住民の皆さんに対しては、成果ということ言えば、今のことをしっかりお伝えさせていただければというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）何かをしなくちゃいけないという形でやったと思うんですけど、これを専決処分でやられたわけですが、専決処分は町長の専決事項で、拒むことはできませんけど、こういう形でやって、消費者庁と公正取引委員会から指摘をされるというようなカードを配ったことについて、町長は、職員の感染増に対して、ホームペ

ージで町民に対しておわびの言葉を載せていますよね。このカードの件についても、配布後に判明した消費者庁・公取委という国の機関からの措置命令、課徴金納付命令ですけど、結果として、こういう製品を配ったということ、これに対して税金を使ったことに対して、おわびっっちゃ悪いかもしれませんが、ホームページ等でお知らせするべきではないのかなと、そこに反省の言葉も入れて、するべきじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）担当課長が申しあげましたように、コロナに何が効くか分からない、先が見えない状態の中で、町民に何ができるのかということで、マスク等いろんな対策を取ってきた中のアイテムの一つだというふうに思っていますし、町内外からも高評価をいただいていると私は自負しております。

その中で、うちの職員が感染したということは、私の認識ではトイレだったんじゃないかというふうにも申しあげましたけども、何か一つ、例えばマスク一つでコロナが防げるんだったら、こんなに増えていませんし、ワクチン2回接種しても、感染する人は感染するんですよね。だから、これがどうのこうのとかいう話ではないと思いますし、20数アイテムの中の一つということで、合わせ技で、皆さんがしっかり対策をとっていただいているというふうに思っていますし、そういうことが昨年、上毛町だけゼロでしのげたということだと思っています。

ちょっと、いろんな形で、強力な変異株とかということで、感染爆発、5波ですしておりますけれども、それはまた別問題だと思っておりますので、職員がどうのこうのということについては、私はしっかり頑張っている中でのことだろうと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今、言ったことで、じゃあ町長はホームページ上に載せる気はないということですかね。こういう形でも、指摘されたことについては真摯に受け止めていただいて、こういうことをホームページに載せるということをしていただけたらと思いますけど。再度お願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）何を指摘されたということでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）イオニアカードPLUSについて、販売会社が、措置命令と課徴金納付命令を出されたということですよね。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）それに関しては何度も申し上げておりますように、コロナに効くと言ったわけでもございませんし、一つのアイテムとして、いろんなものをマスクと同様に使うことで、効果が期待できるだろうということで申し上げたままで、実際にイオンは、今、測っても発生してますから、全く意味がないというものではないというふうに理解しております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今まで、この効果の分については、なかなか、私と当局との認識が違うっちゃ違うんですけど、こういうことに裏づけとなる合理的な根拠は認められないちゅうふうに書いていますので、ただ、こういった指摘をされたことについては、町民はあまり知らないといいますので、やっぱりそれはお知らせするべきじゃないかなと私は思うんですね。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）議員の御指摘の部分、あくまで今回の部分、措置命令は、要するにホームページ上の表記に関する部分でありまして、製品自体に関するものではないと我々は認識しておりますので、そこについて、あえてそれを皆様に告知する必要はないというふうに考えているということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）また認識が違うという形になろうかと思えますけど、この件はまたやりたいと思います。

次、行きます。

それでは、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底についてお伺いいたします。

新たな変異ウイルスが猛威を振るっており、本県にも緊急事態宣言が発出されていますが、今後予定されている灯籠まつり等のイベントは中止すべきではという形で質問しておりましたが、9月広報で灯籠まつりの開催の詳細の記事が掲載されていましたが、何か、聞くところによると、9月2日にもう中止が決定したというふうに聞いております。この件については、ホームページ等で周知することになっているんですかね。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○企画情報課長（垂水英治君）灯籠まつりでございます。町の広報紙では、議員おっしゃるように、10月の16、17で開催の告知がなされたところでございますが、本町では、8月末の時点で、町内を含む近隣の感染状況、国の緊急事態宣言等で示される催物の開催制限等、その中でも野外フェス等における感染防止対策の基準を照らしまして、開催できないと判断しましたので、中止を決定いたしておるところでございます。既にホームページ媒体等で中止のお知らせを先週より発信させていただいているところです。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）あと、上毛町の催物として上毛祭、あと文化祭等があると思うんですけど、上毛祭については、実行委員会が3月に解散したので、本年は中止ということで、議案、9月議会に減額補正を行っていますのでわかりますが、文化祭はどうなるのかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは私のほうから、教務課が所管となりますので、答弁させていただきます。

まず、社会教育関係等のイベントにつきましては、コロナの感染症の拡大状況を注視しながら、国や県が示されます催物の開催制限とか施設の使用制限、そういった通知、ガイドラインを判断基準としています。ただ、地域によって感染状況等が異なりますので、判断する際には近隣市町の動向などの情報収集も図って、イベント等の中止や延期、また、施設の使用制限内容等、要は時間とか人数とかですね、そういったものについて総合的に判断している状況でございます。

議員から御質問のありました文化祭ですけれども、11月の6、7日にかけて開催予定としておりましたが、先ほど企画情報課長の答弁にもありましたように、感染拡大等鑑みて、中止というふうにさせてもらっています。

なお、11月7日に文化講演会のほうも予定しておりましたけれども、それも併せて中止という形を取らせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）中止ということは、延期ではなく中止ですね。

○教務課長（村上英之君）はい。

○5番（廣崎誠治君）中学校、小学校等の運動会等については、延期という形を聞いておりますので、9月7日の日に緊急質問で安元議員が質問いたしましたので、この辺はもう割愛したいと思います。

次、行きます。

次々と新たな変異ウイルスが見つかっており、デルタ株、ミュー株等が見つかって、一部報道では空気感染への懸念も起きているようではありますが、今後の対策として、何を考えておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）それでは、御質問の今後の対策はということで御答弁いたします。

おっしゃいますように、全国的な第5波の影響により、感染者数が大幅に増加する中、京築保健所管内におきましても、8月以降、急速に感染拡大が続いておりましたが、最近はようやく減少傾向に転じてきている状況になっております。ただし、現在、感染の主流となっておりますデルタ株は感染力が非常に強く、特に若い世代や子どもの感染が増えております。このことにより、若い世代や子供から親に感染するケースも見られることから、今後も今まで以上の感染対策が必要となっております。

本町といたしましても、感染対策に最も有効とされるワクチン接種を進めることを最優先に、9月中には13歳以上の接種を希望する住民に対し、2回の接種が完了する予定でございます。

また、従来からの3密の回避をはじめ、手洗い、手指消毒、マスクの着用や定期的な換気等の基本的な感染防止対策を継続して実施するよう周知するとともに、先般、専決処分させていただきました抗原定性検査実施事業を活用していただくことにより、感染者の早期発見及び感染拡大の未然防止を図ることとしております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）抗原検査キットの配布については、大変よろしい政策じゃないかなと思います。私が考える、あとこういふことをやったらどうかなというのを言いますので、考えられるかどうかお伺いします。

血中酸素濃度の測定器とか、これは世帯で、全部じゃないにしても配る方法はない

のか。その辺と、国のほうで、ファイザーを接種した場合に、2回目のワクチンを接種しても、3か月で抗体が減少するという結果が出ておりますので、国の、コロナウイルス基本的対策の分科会の尾身会長も言っていますが、3回目のブースター接種について考えたかどうかというような形も言っております。3回目のワクチン接種について考えられるかどうかお伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 血中酸素濃度の測定器なんですけども、これは以前、議会でも御答弁させていただきましたように、県のほうで貸出しを行っております。必要があれば、県のほうで、そういった貸出しは可能だと考えておりますので、町のほうで今のところそういった分については検討はしていないところです。

それから、3回目のワクチン、ブースター接種についてですが、これは今、国のほうで検討がなされておりますので、その動向を見て、全国一律でするのであれば、町のほうでも当然するようにはなると思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 住民の健康を考えるなら、町長は九州一のまちを目指すとおっしゃっていますので、3回目のワクチン接種を他の自治体に先駆けて行う気はございませんか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 今現在はまだそこまで考えておりませんで、今の現状で、これはもう自費なんですけども、うちの幹部連中に対しましては、抗体検査を受けてほしいと。私も受けていますして、何人か、半分ぐらいは受けているんだろうと思いますけども。

抗体がどれぐらいついているのか、個人差がありますので。それも、いろんな、飲酒される方されない方、いろんな基礎疾患を持たれている方、いろんなものを織り込んだやつをデータとして、それをもって、それに備えていきたいというふうに思っていますし、そういう抗体を調べたいということに対する助成というのは今後考えていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 抗体検査、役場の職員だけじゃなくて、一般住民の方にもぜひし

ていただきたいと思いますので、それが済んだら、国のほうに、3回目のワクチン接種のほか、国が言う前に、やるっちゅうのもいい方法じゃないかなと思います。ぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。

職員の採用方式の変更についてお伺いいたします。受験しやすい方式に変更したと聞きますけど、応募者が減少しているのか、過去5年間の受験者数をお伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、私のほうから御答弁をさせていただきます。答弁の前に、お断りをしておきたいと思うんですが、9月19日に第1次試験のほうを実施いたします。試験内容等についての詳細の答弁については、あとの答弁等については、あらかじめ差し控えさせていただくということをまず御了承いただきいうふうに思います。

それでは、過去5年間の受験者数についてということでお答えをさせていただきます。平成28年が募集4名に対しまして受験者数36名、平成29年度が募集3名に対しまして受験者数が30名、平成30年、募集3名に対しまして受験者数が36名、令和元年度、募集4名に対しまして受験者数が37名、令和2年度が、募集3名に対して受験者37名というふうになっております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）募集に対して10倍ぐらいの応募があっているみたいですが、これでも応募者は減少というか、受験しやすい方式に変えるとなると、まだ応募が増えるような気がするんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）これについては、今回試験内容のほうを変更させていただいたということで、今年のお応募者数ということになるかと思いますが、これにつきましては公表をしておりません。先ほど言いました、その件につきましては、効果があったということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）近隣自治体も採用方式の変更がなされているかどうかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、近隣自治体の採用方式の変更ということで、今時点でちょっと我々が把握しているということで御答弁をさせていただきます。近隣自治体で把握できている自治体につきましては、中津市、吉富町、みやこ町ということで、変更内容につきましては、本町と同じように、試験実施期間の変更、それから専門職試験での資格取得等の確認による専門試験の省略、試験実施時期の前倒し、3次試験の導入、集団面接・討論というようなことでの変更が行われているということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）令和3年度の応募者数は増加したのかどうかと聞こうと思いましたが、数を言われたいというのであれば、この分についてはやめます、じゃあ。

ある程度の学力があれば、基礎能力検査で判断できるかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回の内容変更で、教養試験のほうから名称が基礎能力試験になったということでの御質問だと思いますが、それについては問題ありません。今までどおりの学力試験ということで御認識いただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）これで優秀な職員が確保できればいいと思いますけど、吉富町のホームページ見ると、吉富町も何か、応募しやすい方式に変えたという形になってますので、優秀な職員を確保できるよう願って、私の質問を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分です。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（宮崎昌宗君）休憩を解き、会議を再開いたします。

その前に、先ほどの廣崎議員の質問に対して、ちょっと答弁の追加がありますので、お願いいたします。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）すみません、先ほどの廣崎議員の御質問の中に3回目

のワクチン接種のことが出ていましたけども、3回目のワクチン接種につきましては、今後、国のほうで検討がなされるということになっておりますので、町が独自でできるものではございませんので、その点はお間違いのないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） それでは、4番目に、4番、田中議員、質問席へどうぞ。

○4番（田中唯登志君） 皆さん、改めておはようございます。4番議員、田中でございます。今日は、豊前市外二町清掃組合の最終処分についてと築上東部火葬場について2点ほど質問させていただきます。

まず、最初に、下唐原にある豊前市外二町清掃組合の一般廃棄物最終処分場ですが、受入れ可能な時期はいつ頃になるか。それと、今までの埋設、埋立ての容量と残余容量はどれくらいになるか、答弁をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 議員御質問の受入れ可能な時期ということで、お答えをさせていただきます。清掃施設組合の8月25日の議会で、示されたんですが、令和4年の1月末までということで、正確な時期につきましては、最終の築堤ということで、あと1メートルの築堤をしまして、その後、測量が終了した時点で決定するというところで報告がされております。

それから、最終処分場の埋立ての許容量等ですが、許容量につきましては、4万6,000立米で、令和2年度末での残余容量といたしましては、2,000立米、パーセンテージで言うと4.3%ということになっております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 4年の1月頃ということですけど、その終了に当たって、どのような手続が必要なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 終了の手続についてなんですけど、埋立て処分の終了届出書というのを県知事に提出をしなければならないというふうになっております。これを提出した後に、浸出水や発生ガスの検査や管理を2年間以上行って、一般土壌と大差がないというふうに判断されれば、管理が必要なくなるということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君）ちょっと今さらなんですけど、あの最終処分場は、安定型になるんですか、それとも管理型になるんですかね。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）安定型になります。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）安定型でなくて、管理型じゃないですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）すいません、失礼しました。安定型じゃなくて管理型です。申し訳ございません。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）管理型の最終処分は廃止基準というのがあるんですけど、把握されていますか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）廃止基準につきましては、まず、保有水等が排水基準等を満たしていることということが1点、それから、埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと、または、ガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと、3点目に、埋立地内部が周辺の地中温度と比較して異様な温度になっていないこと等が規定をされております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）かなり項目があると思うんですけども、主な点はさっき言われたような点だと思っております。それを踏まえて、その土地の再利用というか、終了後の利用計画なんかは、どうなっていますか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）終了後の土地の利用計画についてなんですけど、最終的な管理が終わらないと跡地利用ができないということですが、最初の設立の時に、整備計画のときなんですけど、跡地は公園として利用するということがございましたが、これはあくまでも申請時における計画ということで、決定事項ではないということで、過去の答弁でもされているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） さっきもちよつと答弁いただきましたけど、最終処分場の廃止基準を踏まえて、生活環境の保全上の問題というのは何点かありますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 先ほどのお答えと重複するようになると思うんですけど、埋立て終了後、最終覆土を行って閉鎖という形になりまして、閉鎖後に浸出水や発生ガスの検査や管理を2年以上行くと、一般土壌と大差がなければ管理が必要なくなるということで、それで保全上の問題としては終了するというふうに認識をしております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 廃止についてですけど、令和4年1月ということですけど、地元関係に説明等々は計画されてますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 組合の事務局に確認したんですが、跡地利用等が決定してからになるかと思えますということで、地元のほうで要望があれば応えていきたいということでした。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 問題がないように、すいません、よろしくお願いします。

それと、廃止後の管理体制、それと焼却灰の受入れ場所をどうするのかは、議題として上がっていますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 廃止後の管理体制ということで、閉鎖後の管理を2年間以上ということで、跡地利用の協議が終わらないと決まらないということで考えておりますが、受入れが終了した後の関係なんですけど、今年度の予算でも、一応半年分なんですけど、処理を委託して行うという予算があつてまして、それについては、今、申しましたとおり、最終処分場の分が受入れが延びましたので、その分につきましては、分担金が減額されるという形になっております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） いずれにしても、平成4年までですから、それまでにはちゃんとした方向性をつけていかないと、ちょっとまずいんじゃないかなと思います。今は循環型社会の形成ということから、最終処分はあくまでも最終の手段として、できる

だけ中間処理をしない、リサイクルしないというふうになっていますので、できれば再利用できるようなところを優先して選別していただきたいと思っております。

それと、昨日の宮本議員の一般質問でありましたように、土石流等々の心配もされますので、それも踏まえて、監視じゃないですけど、確認のほうをよろしく願います。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 十分気をつけて監視というか、やっていきたいというふうに考えています。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） では、次に行きます。次は築上東部の火葬場についてですけど、以前にも質問しましたが、今、維持管理費は3年間でどれぐらいになっていますか、ちょっと伺います。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 火葬場の維持管理費についてでございます。平成30年で合計1,196万円、令和元年で1,048万8,000円、令和2年で1,110万1,000円ということで、平均すると1,118万3,000円ほどになります。

主な経費といたしましては、火葬業務の委託料が550万程度、それから、直接経費といたしまして、燃料費や光熱水費、修繕費等で250万程度というふうな形になっております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） ざっと年間1,000万ぐらいの維持管理費が要するというようなことでは、1,000万からまた、当然、経費は上がってくると思いますが、それをずっと、どれぐらい今の火葬場でやっていくのか、何というか、計画なんかを認識というか、計画なんかはあるんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 長寿命化計画というのが策定されておまして、それにつきましては、ちょっと今、資料がないのであれなんですけど、何年か先に改修計画という形の方で計画をされております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 前に質問したときは、町長は、早急に検討していきたいという

答弁でございましたけど、現在の動向はどうなっていますか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 環境衛生組合の中で協議をしているところでございますし、相手先、組合が吉富もありますし、吉富のほうは豊前市に委託したいというようなことも言っておりましたが、その辺も含めて組合の中で十分協議しなければならないことだと思いますし、その辺が、この後の茂呂議員さんの質問の中にもありますけども、し尿と今一緒になってますから、その辺をまた今後どう進めていくのかということ十分に、また早急に協議してまいりたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 地元というか唐原、地元ですね、住民は、老朽化していることはもう周知のことなんですよね。今後どうなるかがやっぱり一番心配されていることだと思いますので、具体的な準備が必要だと思いますので、そのところはよろしくお願ひします。

以上です。これで終わります。

○議長（宮崎昌宗君） お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時00分です。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎昌宗君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

5番目に、10番、茂呂議員、質問者席へ。

○10番（茂呂孝志君） マスク外していいかね。

○議長（宮崎昌宗君） してください、マスクは。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、イオニアカードPLUS、学校給食費の負担軽減と安全な給食パンの提供、し尿処理施設の更新計画、南吉富放課後児童クラブ館の一部枯れた芝の張り替えについて町長に質問いたしますが、今回も4項目の質問を提出いたしますけれども、今回も1回の質問は一括して行います。

まず、イオニアカードPLUSについて伺います。

イオニアカードPLUSの購入は、2021年6月議会で総務課長は、購入起案文書を作成した2020年9月28日以前に報告して、決裁をいただいていると答えて

います。

そこで、総務課長に伺いますが、専決処分の決裁、告示をしなく、いつ、誰から、どういう方法で決裁をいただいたのですか。

イオニアカードPLUSのイオン発生数の確認について、2021年3月議会で、イオン測定器を借りて調べている、検証結果については販売業者から示された発生数が確認できていると答えています。イオン発生数の確認に立ち会った方と、販売業者が示したイオンの発生数と町の検証によるイオン発生数は、それぞれ幾らであったのか、お尋ねいたします。

イオニアカードPLUSからイオンが発生する仕組みと、イオンを周囲1.5メートルから2メートル飛ばせる仕組みについて説明を求めます。

イオニアカード販売代理店の会社は、今でもイオニアカードPLUSの商品を取り扱っているのですか、どうなのかお尋ねいたします。

町は消費者庁がサルーテ・ラボ株式会社に対し措置命令をしたことをいつ、どのような方法で知ったのですか。

また、ネット情報によると、2021年6月25日に消費者庁は同社に対し課徴金納付命令を行いました。これらの命令に至る経緯と、サルーテ・ラボ株式会社の対応について伺います。

今年1月15日付でサルーテ・ラボ株式会社から町長宛てに届いた連絡文書の中に、消費者庁の担当職員より、イオニアカードPLUSからイオンが発生していないと発言があったと記述されている箇所があります。このことで、町は消費者等に問合せを行ったのか。また、消費者庁の担当職員がイオニアカードPLUSからイオンが発生していないと発言していたことをなぜ、この事実関係を調べ、議会に報告しなかったのかお尋ねいたします。

次に、学校給食費の負担軽減と安全な給食パンの提供のついてであります。

今年6月議会で、教育費の中で一番負担が重いのは給食費だが、一度引き下げると、再度引き上げることは難しい。事業の継続性、恒久財源確保を考えると、給食費の半額補助に特化することなく、子育て支援を総合的に見ていきたいと答弁しています。

昨年の12月議会で町長は、若者対策での優先順位の1番目は教育と答弁しています。保護者から、現在実施している給食費の2割補助は大変ありがたいという声を町も聞かれていれば、保護者のニーズに応じて、町は1,100万追加して半額助成を実

現することは可能ではないかと考えますが、町長の御見解をお伺いいたします。

学校給食パンについて伺います。

外国産小麦を使用した食料品から発がん性が指摘されているグリホサートが検出されています。子供たちに安全な給食パンの提供が望まれると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、し尿処理施設の更新計画について伺います。

し尿処理施設の長寿命化を検討して10年になるが、これまで町長が構想を描いていたし尿処理施設の更新計画とはどういうものであったのかをお尋ねいたします。

豊前市、吉富町、上毛町で共同で運営する案は、上毛町にとって維持管理費が高くなる、そのため資料の精査や先進事例調査をしたいと町長は答えています。全国で平成26年以降に供用開始した1日平均50トン以下の施設を洗い出し、処理方法、経費などを調査してきたと思うが、その調査結果についてお尋ねいたします。そして、調査結果を踏まえ、今後の施設の更新計画についてお尋ねいたします。

最後に、南吉富放課後児童クラブ館の一部枯れた芝の張り替えについて伺います。

南吉富放課後児童クラブ館の屋根にある芝の一部が枯れているが、枯れた原因は、設計または施工のいずれによるものなのかお尋ねいたします。

今後、芝の張り替え計画はどのように考えているのか。

以上4項目の質問に対し明確な答弁を求めます。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議員御質問のイオニアカードに関する購入や消費者庁からの措置命令等の経過と対応という大きい項目の5項目について御答弁をさせていただきたいと思いますが、大変申し訳ないんですけど、その前に、令和3年第2回議会定例会の茂呂議員の御質問に対して、私の答弁内容の変更ということでさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

茂呂議員より、弁護士に相談に行った目的と弁護士から受けた説明の内容に関して、契約解除と違約金に係る物品売買契約第7条第1項第4号と第8条の解釈はというような御質問を第2回議会定例会においていただいております。

第7条第1項第4号の解釈ということで、私が答弁いたしましたのは、契約の規定からは契約解除は可能であり、返金を求めることは可能であるが、その場合は、配布したカードを全て回収し、原状復旧が必要となるため、現実的には不可能ではないか

と思われるという見解ですという答弁をさせていただいておりましたが、今議会での一般質問等を受けまして、改めて契約条項について法的解釈をさせていただいたところ、物品売買契約第7条第1項第4号の解釈につきましては、中津クリーンサービスについては、履行に関して不正な行為がなかったことから、契約第7条第1項第4号に規定する契約解除の事由に該当しない、このため契約解除は難しいと考えられるというような解釈、見解に変更させていただければと思っております。

なお、解釈が変わった、変わらないに関係なく、我々といたしましては、今までと同様、今回の措置命令につきましては広告表示に関するもので、製品には問題がないというふうに認識をしておりますので、また、カードを配布した趣旨・目的から、契約解除については考えていなかったということを申し添えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議員御質問の質問に対しまして、御答弁をさせていただきます。

まず、1項目めのイオニアカード購入について、6月議会での総務課長の答弁で2020年9月28日の専決処分の前に、予算化に当たって報告し、決裁を受けているとしているが、いつ、誰に、誰から、どのような方法で決裁を受けているのかということですが、予算化に当たっての決裁につきましては、令和2年9月28日付で、町長に対しまして、総務課財政係より携帯型空気清浄カードと購入事業経費に係る補正予算の専決処分についての決裁を受けておるということでございます。この決裁からが正式な公文書の手続ということでございます。

2項目め、イオニアカードPLUSの効果について、その根拠として、販売業者である株式会社中津クリーンサービスから示されたイオンの発生数と町が測定した検証結果の数値、及び発生の仕組みはというようなことですが、中津クリーンサービスさんより示された、カードから発生するイオン数につきましては、1立方センチメートル当たり1,580個、私どもが測定で検証したイオン発生数は、1,600から1,800の数値を確認をいたしております。発生の仕組みにつきましては、空気中の水分子と反応してイオンを発生させるというものになっております。

それから、1.5メートルから2メートルでのというような御質問でございますが、これにつきましては、サルーテ・ラボさんの製品開発における重要機密事項というようなことで、詳しいことはちょっと我々も把握することができないんですが、空気中で数メートル発出させると、何かがあってそういうことを発出させると、大気がイオ

ン化され、消臭等の作用があるというようなことから、1.5メートルから2メートルというようなことが、根拠として示されるというようなこととございます。今、私が今答えた内容では、なかなか分からないと思いますが、言えないところは向こうからちょっと、そういう資料の提供ができないというようなこととございますので、そのところは御了承願いたいと思います。

それから、イオニアカードPLUSの株式会社中津クリーンサービスでの現在の取扱いについての認識はということとございますが、現在でもイオニアカードPLUSの正規販売代理店として販売のほうを行っているということの中津クリーンサービスさんより確認させていただいております。

4項目めでございます。消費者庁がサルーテ・ラボ株式会社に対し、2020年12月22日で措置命令し、2021年6月25日付で課徴金納付命令を行っているが、これらの命令に至る経緯とサルーテ・ラボ社の対応についての認識は、という御質問でございますけれども、議員が質問されているように、確かに令和2年12月22日付で、サルーテ・ラボ株式会社に対して、同社が供給するイオニアカードPLUSに係る表示について、景品表示法第5条第1項第1号の規定に基づき、優良誤認に該当するということから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令が消費者庁より発出され、令和3年6月25日付で、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令が消費者庁より発出をされております。

御質問の、命令に至る経緯ということとございますが、まず、措置命令につきましては、令和3年の2月26日に開催をされました議会全員協議会で御報告した内容のとおりでございます。

次に、課徴金納付命令でございますが、これはもう先ほど廣崎議員さんの御質問でもお答えをいたしましたけれども、再度申し上げますと、本制度は平成28年4月1日より導入されたものであると。景品表示法上の禁止規定の中の優良誤認、それから有利誤認に該当した場合に発出されるものであると。措置命令が出された後、課徴金額の調査が終了した時点で、課徴金納付命令書が発出させるということとございますということ。なお、調査期間につきましては、5から6か月程度必要であるということとございます。

今回のサルーテ・ラボ社のイオニアカードPLUSについては、景品表示法の優良誤認として措置命令が出されておりますので、課徴金対象行為をした期間を令和2年

4月1日から同年11月5日までとして、令和4年1月26日までに課徴金1,559万円を支払わなければならない課徴金納付命令が発出されたというのが経緯でございます。

課徴金納付命令を受けてのサルーテ・ラボ社の対応につきましては、課徴金納付に向けた現在準備を行っているということで、我々は確認をし、認識をしているところでございます。

最後の5項目めでございます。2020年1月15日付でのサルーテ・ラボ社から町長宛ての連絡文に、消費者庁の担当からイオンが発生してないとの発言があったことが記述されている。この発言の事実関係及び措置命令の内容について、消費者庁を含め調査し、議会に報告しなかった理由はということでございますが、確かに、議員が言われますように消費者庁担当者とサルーテ・ラボ社とのやり取りの中で、消費者庁担当者より、本件商品からイオンが発生していない旨の発言があったと記述はされております。この件に関しましては、サルーテ・ラボ社においても、客観的な実証実験の結果をお持ちであり、我々が、イオン発生数を検証した結果もサルーテ・ラボ社が表示しております数値とは相違がございません。

また、今回の措置命令等につきましては、ウェブサイト上の表示の問題でありまして、物品の効果または性能に関して処分等を受けたものではないという認識を示しておりますので、イオンが発生していないという発言に関しましては、問題がないものというふうに我々は考えております。

これはちょっと聞いたところなんですけど、どういう内容でしたかというようなことをお聞きすると、消費者庁のほうで本件、実際にイオンの発生数を測定してみたら、あまり出てなかったというようなところから、こういう発言になったと。その後に消費者庁が言うには、もうイオンの測定については、これしかないというのではなく、一時的ではなくて、消費者庁が行った発生数が絶対ではないというようなことも言われたというようなことで、そこで、サルーテ・ラボ社としては弁明書を出しております。うちとしては、こういう形でしっかり国家規準に準じたJIS規格の内容により、イオンの発生を確認している、というようなことも示されておりますので、これについては問題がないというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、私のほうから学校給食費の負担軽減と安全なパン

の提供についてということで、まず、1番目の御質問の給食費の半額補助について御答弁させていただきます。

給食費の半額補助につきましては、3月、6月議会で議員から同様の御質問をいただいております。その質問に対し御答弁いたしました。その後、教育委員会として、その考え方に変更はございません。

次に、2番目の質問です。輸入小麦を使用した食パンから除草剤の主成分であるグリホサートが検出され、発がん性の問題が指摘されている。児童生徒に安全なパンを提供するためにも、国産小麦や米粉を使用したものに切り替える考えはという御質問でございます。御答弁させていただきます。

まず、学校給食では、小学校、中学校ともに週1回程度のパン給食を提供しております。パンについては、公益財団法人福岡県学校給食会に発注しており、学校給食のパンについて確認したところ、パンの製造において輸入産小麦を使用しているということでございます。議員の通告のとおり、輸入小麦を使用した食パンから除草剤の成分であるグリホサートが検出されたことも承知しておりますが、国では、残留農薬等の検査を行い、食品衛生法の基準等に適合した小麦のみ輸入しているとされており、また、学校給食会においても、独自に抜き打ちで輸入小麦の検査を実施し、国の基準値以下である小麦をしているため、食品衛生法上、問題のないパンであるという認識でございます。また、学校給食会のパンの種類の中には、県産麦50%使用のパンや米粉パンもあり、毎回ではありませんが、小中学校において提供しているところ。よって、現段階では全てを国産小麦や米粉をしたパンに切り替えるという考えはございません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（円入忠義君） 3番目のし尿処理施設の更新計画についてということで、先進地視察等による参考事例の検証結果はということについて御答弁をさせていただきます。

令和元年12月議会での茂呂議員の一般質問に御答弁をさせていただきましたように、平成26年以降の竣工で処理能力が1日50キロリットル以下の12施設を調査しまして、処理方式、建設費、維持管理費等を精査し、同じく令和元年10月18日の全員協議会において、特に目ぼしい施設がなかったということをお報告させていただ

いております。その中で、再度、数か所調査をするという御答弁でしたので、その後、対馬の中部クリーンセンターや、そのほか大任町、大木町などを視察しております。基本的には、環境衛生事務組合として、吉富町と同一歩調で取り組むということと、負担をなるべく抑えるように交渉するということが、それから、未来の子供たちにとってよりよい施設を選択したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） それでは、4番目の南吉富放課後児童クラブ館屋上の植栽の現状はということで御答弁させていただきます。

まず、第1項目の南吉富放課後児童クラブ館の屋上は、町の豊かな自然をイメージして植栽されているが、芝生の一部に枯れが見られる。このことについて、養生などの管理方法や、設計、施工上の問題はについてでございますが、芝生の一部に枯れが見られるという点につきましては、現時点で管理方法や設計、施工の問題ではないというふうに認識しております。

続きまして、第2項目め、今後、芝生の張り替えや管理方法の見直しはにつきましてですが、今後1年間の保証の中で、施工業者が張り替えを行うようになっております。管理方法につきましては、現時点では特に問題はございませんが、今後、管理業者とも協議しながら、よりよい管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 冒頭に、これまでの答弁内容、契約上の7条かね、答弁内容の変更があったようです。急に変更があったので、ちょっと私も対応し切れないところがありますけれども、まず、誰からということで、町長から決裁をいただいたということで、答弁があったと思います。そこで、その決裁は口頭なのか、文書なのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 今答弁させていただいた決裁については、うちの事務文書管理規程に沿って甲決裁ということでいただいております。今、私が答弁した内容の補正予算の専決処分の伺いというようなことで、それについては、文書でいただいております。

- 議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）じゃあ、決裁を9月28日以前に文書でいただいているということですか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）9月28日時点でいただいたということでございます。まず、それをいただいて、次に専決処分のというようなことになっているかと思います。
- 議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）もう一度確認しますが、9月28日に文書で決裁をいただいたと、そういう答弁ですね。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）9月28日付で、補正予算の専決処分についての決裁をいただいたということでございます。その中にカード購入等々の理由を書いているということでございます。
- 議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）私が情報開示請求したときには、その文書の中には、購入していいかというのがなかったんでお尋ねしているわけです。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）確かに、茂呂議員さんの情報開示の中には、その請求がなかったんで、多分うちのほうからお渡ししてなかったと、執行何か何かのところからの情報開示だったと思います。ここにちょっと資料はありますが、そういうことだったので、専決処分のその分については情報開示がなかったというふうに私たちは受け取っております。
- 議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）ちょっとマスクかけて話すんで聞き取りにくいんですが、9月28日の分の情報開示の中には、文書であったということで、それは別に何かがあるんだろうと思いますので、また、その文書がある内容について情報開示請求したいと思います。
- それから、イオンの発生ですが、これで支出負担行為を行った課長はどなたでしょうか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今、すいません、イオンの発生について支出負担行為を行ったということですか。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）訂正いたします。商品を購入する際ね、納品する、入れる場合に、当然、支出負担行為を行いますよね。この支出負担行為と、検査調書をつくり出すけれども、これを行った課長はどなたでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それについては、契約までは我々がやっておりましたが、予算については子ども未来課の予算のほうで予算を措置しておりますので、そういう執行については、子ども未来課のほうでやったということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）予算は子ども未来課でやっています。それは資料見れば、4款1項5目ですかね、分かります。それで、これは予算ですからね、支出負担行為はまたこれは別ですからね、支出負担行為は子ども未来課なのか、また、ほかの課が行ったのか、その点を伺っています。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）支出負担行為というのは、予算執行上の一つの手続ということで捉えていただければいいと思います。だけん、物件を買う場合は、まず支出負担行為がございまして、それで、先ほど言われていましたように検査調書までしっかりやって、それから支払い命令というようなことでございますので、予算の執行を行うということにつきましては、その担当課が行うということでございます。予算の執行の一部ということで考えていただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）予算執行の一部ですからね、予算の計上は子ども未来課がやっていることは分かります。これは予算説明資料見れば分かります。それで、支出負担行為と検査調書については、これは資料を見てもそういうこと出てきませんから、どなたがやったのでしょうかということをお尋ねしてます。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）予算の執行について、先ほど言いましたように、まず、支出負担行為が必要になります、支出負担行為が。それを行って、納品履行等が完了でき

た段階で、今、言いますような検査調書、それから業者のほうから請求書が出まして、支出命令という書類を起こすようになります。それについては、先ほど言いましたように、予算の執行というようなことで、支出負担行為も予算の執行の一部ということで、執行したのは担当課の子ども未来課ということでございます。茂呂議員、確かに、その先の支出命令、支出負担行為、また、支出命令については、我々も押印はさせていただき、決裁はさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）支出命令は総務課もやっているということですね。それから、検査調書については、検査調書の作成。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）検査調書についても同じでございます。担当課のほうがりっさりその履行を確認する、それからその担当課長のほうが検査調書を作成するというところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、先ほどから、行政の手続を質問されていますけど、その先に何かあるんですか。もうちょっと建設的な質問してください。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）それで、検査に立ち会った方はね、質問いたしましたが、その件についてないんですが、これについては、子ども未来課と業者だけであったのか、それともそのほかに誰か入っていたのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）基本は担当課のほうで業者と、納品されたときに、枚数、それから、前回から答弁をさせていただいておりますように、イオンの発生数を測定器のほうで確認して、契約の、こういうのを納品してくださいというものをしっかり確認しての検査ということになります。その場で確認しての検査ということになります。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですから、立ち会った方はどなたですかということで、明確に教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）検査に立会いましたのは、私でございます。私と担当係長、それから業者で確認をしております。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） イオニアカードですがね、イオンの力で空気のトラブルから守るということで商品を紹介されていますが、イオンの力のほかに何か空気から守る力はこのカードにあるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） イオンの力ということで我々も認識しております。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） このカードは、イオンが発生する仕組みは空気中の水分と反応してと書かれていますね。空気中の水分と反応するというのであれば、ここにある、目の前にあるこれもね、それから、皆さんたちの机にあるファイルも、空気中の水分に触れますよね。でも、それからは反応しないと思いますよね。何でこのカードは空気中の成分と反応するとイオンが発生して、空気のトラブルから身を守るということになっているのかお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） これについては、先ほどの答弁で、1.5メートルから2メートルのバリアができるというようなところでもお答えさせていただきましたが、我々が今、把握しているのは、空気中の水分子と反応してイオンがこれから発生するというところでございますが、その理由については、開発業者、サルーテ・ラボさんになるんでしょうが、重要機密事項というようなことで、これが外に漏れてはいけないというようなことでございますので、我々にしてもそここのところは確認ができません。サルーテ・ラボさんのほうで、イオンは発生しているというようなことにつきましては、先ほど言いましたように、国家基準であるJIS規格の検査方法に準拠して、しっかり実施をしているということでございますので、もうそれ以上のことは我々のほうとしては、調べようがございません。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） イオンを飛ばす力も資料の提供はできないということでありましたので、これも業者のほうからお知らせすることはできないということですか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） その部分についても、やっぱり重要機密事項というようなことで、その仕組みを外に出すということにはできないということでございます。先ほど、

弁明書のほうの内容もお聞きしたところ、そういうところはできないんですが、先ほどイオンが、私が答弁させていただきましたよね、ああいう内容しかお答えできないということです。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）何でこういうことをお尋ねするのかというと、大体イオンは空气中を漂いますよね。ですから、飛ばす力は、電気とかファンとか、そういうのがないと飛ばせないと思うんですが、そういうのが見受けられないので、ちょっとお尋ねしたんですが、企業のほうから提出できないということでは、それ以上課長も答弁できないと思いますので、これはこれで、これ以上は私も質問できませんので。

それでは、以前から、この商品自体に問題がないということをおっしゃっていただけていますが、消費者庁は、合理的根拠は認められない、イオンが発生していないのではないですかとも言われてはいますが、これについて、今までの答弁では、サルデーテ・ラボさんのほうにお尋ねしたということは伺えるんですが、消費者庁のほうには、これどういうことですかという尋ねた経緯はありますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）消費者庁のほうには、イオンが、そういうことは、サルデーテ・ラボさんと消費者庁の担当者との間の発言ということで、私たちが受け止めておりました、公式にウェブサイト上に消費者庁の措置命令の中に記載されたということではございませんので、そこまでは確認はしておりませんが、我々も、先ほど言いましたように、測定器を今、持っておりますので、しっかりイオンの発生については、確認をしているというようなことではございます。そういうことで問題はなかろうということで、理解をしているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）消費者庁には確認してないということですが、確かにサルデーテ・ラボさんね、会社にも確認することは必要なことだと思います。それから、消費者庁がこういうことを言われるので、どういうことですかということをお尋ねすることも事実解明には私は必要だろうと思います。そういう考えがないのか町長に伺います。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今の質問についても、一応お聞きしております。内容的にはどういうことでしたんでしょうか、こういう御連絡の中にこういう文言があるという

ようなことでお聞きしたところ、先ほど答弁をさせていただいたように、確かに消費者庁のほうで、そういう測定器を持ってイオンの測定をやった、その場合にはちょっとイオンが発生して、イオンの発生が確認できなかったというようなところから、言われたものということです。

なおかつ、その後に消費者庁の担当者のほうから、我々が行ったイオンの発生の測定の方法が絶対ではありません、イオンの発生を測定する方法はまだほかにもいろいろあります、一義的ではないんですよ。なおかつ、消費者庁が行った方法が絶対ではないというような、お言葉をいただいているというようなことで、サルデーテ・ラボとしても、サルデーテ・ラボのイオンの発生の根拠となる試験につきましても、先ほどから言っております J I S 規格に準じた方法で検証をしっかりとやっているというようなことでございますので、もうそれ以上の御確認は、我々としても、国家規格のほうでやられておりますので、言う必要はないということでは思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 絶対ではないという言葉ですが、これはサルデーテ・ラボさんのほうで言われたことだろうと思うんですよ、今の答弁の内容からすると。それで何うわけですが、消費者庁のほうにね、合理的根拠がない、合理的根拠があるとは認められないとか、イオンが発生していないではないですかとかということについて、直接、どういうことですかということをお尋ねする考えは町長ありませんか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 一応、最初のこの問題といいますか、我々も消費者庁のほうから措置命令が出されたということは、まず、十分に認識をしているということで茂呂議員、御確認はいただいてよろしいでしょうか。その中で、今回の消費者庁の措置命令については、ウェブ上の表示の仕方が悪かった、あたかも一般消費者に対して、優良であるというような仕方をしたという表示に対しての措置命令でございます。今回、先ほどから言います根拠は示されなかったというようなことでございますが、これについては、今、サルデーテ・ラボのほうで示しているのが、密閉空間、また、接触試験の根拠を示して、消費者庁省のほうに弁明をしたということでございますが、消費者庁の判断につきましても、実空間での実証ができていないのではなかろうかと、これについては、今、そこの議場の後ろにもあります、ああいう空気清浄機等々も、その実空間での検証はできていないというようなところでございます。

サルーテ・ラボさんにつきましては、2月26日の議会全員協議会の資料としてもおつけしておりますが、今後の対応というようなことで、この実証空間ができないか、というようなことで今、模索をされております。それで、その中で一つの大学のほうから、その、実証空間についてやろうというような内諾をいただいているというようなことも書かれておりますので、我々としては、そこを、本当言えば早くやっていただいて、茂呂議員さんに、これはしっかりした、そういう、できているんですよということを言いたいんですが、今そういうところを、サルーテ・ラボさんの対応のほうをお待ちしてるというような状況でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私が尋ねることについて答えていないんですが、改めて町長にお伺いいたします。消費者庁にね、合理的根拠があるとは認められない、イオンが発生していないではないですかと言っている、それからまた、課徴金を付してますよね。何でこの課徴金を付すことになったのかね、そういうことを消費者庁にやっぱり尋ねて、事実関係を明らかにするべきだと思います。そういう考えがないのかどうか、再度町長にお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、さっきと同じ質問じゃないですか。

○10番（茂呂孝志君）答えないから。ちゃんと答えられてくださいよ。

私が言うたことにちゃんと、議長、答えさせてください、町長に答えさせてください。議長、ちゃんとやってください。議事整理権はあなたにありますから、やってください。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）担当課長がお答えしたとおりでございますし、我々は、そうしたことに對してしっかりと。私は消費者庁に連絡しています。そのときに答弁いただいたのは、やっぱりこれは表記の問題であって、商品そのものの本質ではないということでございますので、表記、企業であれば、少し大げさなアピールというか、そういうのをしてしまったということに対する命令だと私は思っています。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ちゃんと、こういうのは文書で回答していただきたいですね。ですからね、ちゃんと照会文を書いて、先方からまた文書でいただく、そういう考えで手続をしていただきたいんですが、再度、お尋ねします。町長そういう考えはあり

ませんか。ありますか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）担当課長も再三申し上げているとおり、サルーテ・ラボさんのほうもしっかりと大学病院のほうで実証していくということでございますので、もうしばらくお待ちいただければというように思っています。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ほんのしばらくお待ちくださいということでもありますので、正式に町が文書で照会文を書いて、サルーテ・ラボ、消費者庁のほうから文書で回答いただくということですか。

○議長（宮崎昌宗君）これは茂呂議員の御意見ということですね。

○10番（茂呂孝志君）しばらくお待ちくださいということを言われたので。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今、町長が言われたのは、先ほど言いましたように、サルーテ・ラボさんのほうが、実空間での実証実験をやるというようなことで、今一つの大学から内諾をいただいているということで、それを少しお待ち願いたいということでございます。

なおかつ、これにつきましては、一応契約の当事者が中津クリーンサービスさんのほうになりますので、サルーテ・ラボに直接というようなことではなくて、我々としては、中津クリーンサービスさんを通してやるというようなことでございます。本当に必要なら、今言われるような正式な文書になろうかと思いますが、今までの確認事項について、そのやり取りの中で、できる内容というようなことで理解をしておりますので、その点については、御理解いただきたいと思います。

それから、茂呂議員さんが、先ほどちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、措置命令が出たと。なおかつ課徴金が出たというようなことで御理解をもしされているなら、先ほどから御説明をさせていただいているように、今回の措置命令については、景品表示法の方で措置命令が出たと。その分の優良誤認になると。優良誤認については、必ず課徴金の対象になるということで理解をしていただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）優良誤認の問題は、サルーテ・ラボさんだけではありません、いろいろありますよね。課徴金というのは、その中でも限られたところ、全部やって

いませんね、消費者庁がね、課徴金を付すというのは。それではそれなりの理由があったと思います。やっぱりそういう点を、消費者庁にただすという考えは、先ほどの答弁では、町長ないようですが、ないわけですか。再度御確認します。照会文書を作成して、消費者庁から文書回答いただくという考えないんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 先ほども言いますように措置命令、また、措置命令の中の優良誤認、有利誤認につきましては、課徴金の対象になるというようなことでございまして、その足切りにつきましては、法律を見ていただければ分かると思うんですが、売上げが5,000万で3%になりますので、150万以内になれば、課徴金の発出命令は出されないというようなことでございます。それ以上になれば、課徴金の納付命令が発出されるということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 課徴金の積算はね、それは分かります。私も見ましたからね。ただ、何でその課徴金まで付したのかということが分からないんですよ。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 先ほど言いますように法律で規定されているのでございます。

まず、5条第1項第1号の優良誤認に今回のイオニアカードPLUSについては、措置命令だと。第5条第1項第1号の規定によって、第7条のほうで措置命令が出されたと。その措置命令が出された内容が、先ほど言いました優良誤認というようなことでございます。優良誤認の措置命令が出された商品については、課徴金の納付命令の対象になるということでございますので、この言い方が正しいかどうか、適切かどうか分かりませんが、交通違反をしました、2点点数を引かれました、なおかつ罰金がつきましたというような、これが正しいかどうか分かりませんが、そういうものでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 優良誤認の全てに課徴金を付すわけではありません。町長、何遍も町長に対して、照会文を出して、消費者庁から文書回答いただくという考えはないのかということは尋ねていますが、そういうことは町長の口から発せられていません。そういうことをちょっと確認ということでして、次の給食の問題にいけますが、グリホサートの問題ですが、残留農薬は基準内であるので、問題がないというよ

うな内容の答弁であります。近年の研究で、この生殖や子供の発達への影響が懸念されるという指摘がされています。そういうことについては、御存じでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 私ども、先ほど答弁した内容と一緒に、承知しております。国の基準値ですけれども、残留濃度は30ppmで、国が輸入時に検査して、そのときの結果が、0.05から0.08ppmというふうな結果になっております。ですから、衛生、食品衛生法上問題のないパンという認識をしております。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） じゃあ、上毛町の児童生徒もこれを食べても問題ないという認識でしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） そういった認識をしております。で、これは、学校給食に限らず、市販されている輸入小麦を使ったパン全てのことに対して言えることだと思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） ですから、今、外国産のね、食料品が、かなり消費者も神経をとがらせています。特に、この商品は、この生産は、原料はどっからとれたのかということの産地名を明らかにしてない、そういう商品がかなり、こういうグリホサートていうか、こういうことが検出されているということを私は聞いているんですが。産地を明らかにしてない商品からは、こういう検出のあれが高いということを聞いているんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 確かに、生産、原産地が不明というところもあるようですけども、分かっている部分で言えば、アメリカとかカナダとか、そういった部分もございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員、ちょっと1回時間止めますね。ちょっと、茂呂議員ね、答弁中に、資料に目落とさないで、しっかり聞いてください。今、見ていると、答弁中、資料見えていますね。やっぱりしっかりね、答弁聞いて、理解されて、また答弁、質疑、質問されてください、いいですか。じゃあ、スタートします。時間進めますね。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）答弁内容を聞いて今やっています。ですからね、要は、産地を明らかにしない商品はかなり検出が高いということを言っているんですよね。それでも問題はないと言っていますので。

それから、町長、し尿処理の問題ですが、今後の更新計画をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）し尿処理についても、再三申し上げておりますように、茂呂議員さんもそうですが、平素から、町の支出に関して、金額のことに非常に熱心に勉強されていますが、し尿に関しては、豊前市に行くことで、今3,000万かかっているやつが、スケールメリットで、本来なら2,000万なら理解できますよ。これは5,000万になるわけですよね。これに対して、何の異論もないというのは、私はいかなもんかと思えますし、そのためにいろんな新しい施策を研究している部分と、それとその価格の交渉をしているわけですので、あまり偏った見方をしていただかないでほしいなというふうに思っています。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）確かに、町長が考えている、コストを下げたいという考え、私もよく分かります。ただ、私もこの前、組合議会の傍聴に行きました。そこで、点検箇所が188か所だったか、そのうち修理がものすごく多かったですよね。ですから、もう本当いつ壊れてもおかしくないんだというようなときでありますので、これもう、期間が待たなしの問題ですよね。そういう意味でも早く手を打たなくてはいけないのかなと私も思っているわけですよ。

それで、町独自の考えも示されましたけれども、やっぱりコストから見ると、町独自が一番高いし、吉富さんとやりたいのもやりたいんやけれども、吉富さんの事情をお聞きすると、吉富さんのほうは豊前に行きたいということであります。上毛町単独でやるにしても、場所の決定からすると物すごい時間かかります。ですから、私も、今の時点では豊前のほうに行かざるを得ないのかなとも思っているんですが、その点伺ってるわけです。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）一応、確認をしたいんですが、今3,000万かかっているのが5,

000万かかってもよろしいから行きましょうという御発言でしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 本当はコストを安くする方法を探りたいんですね。しかし、吉富さんの事情を考えると、吉富さんも施設を新たにつくるちゅうことは断念しているようですよね。

ということになると、あとは単独か豊前かということになると思います。そういう意味で、豊前さんの水もかなり余っていますよね。やっぱこれを水道企業団からかなり豊前市もかぶっているようです。そういうのも考えると、町長の言われることも分かりますけれど、もう、タイムリーリミットも、私はそんなに残されてないと思うんで、早いところ決断する時期ではなかろうかなと思っているわけです。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） ですから、その交渉をしている。しかもそのいろんな手法を研究している。そのときに、行くべきだ、行くしかなかろうと言ってしまうと交渉できませんよね。ですから、あまり軽率な発言をされると、我々も道が塞がれてしまいますので、そういう発言はお控えいただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 町長の言われることも、そのコストを下げたいということに一生懸命になっているのは分かります。ただ、時間的余裕がないということもこれは事実だと思います。そういう意味で、早く交渉して、決断してほしいと思います。

これまで、この1年間で、豊前市との交渉は何回ぐらいされたんですか。一度、何年か前に、豊前市長も、上毛町に来られたと思いますけれど、それから後、直接、市長との交渉というのは、話し合いというのはされたことあるんですか。何回ぐらいされたんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 先ほど豊前市が、水道企業団からの責任水量が余っているということでございまして、豊前市長からは、値引きは一切できないんだというふうに言われていますので、責任水量が余っているというのは、豊前市さんが企業団で交渉すればいい話だって、そこは関係ないと思うんですね。うちがそれを負担してやるとか、そういう話にはならないと思いますし、もっと言えば、140円の水に対して、その後17倍になった水に液を入れているわけですね、豊前清掃社に任して。それが不当

な値段、不当なというのはあれでしょうけど、非常に高い値段を取って、それが今、下がっているらしいんですよ。下がっているのにもかかわらず、前の値段210円で、行って下さい、上毛はお金持ちですからとかいう話が通りますか、これ。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議長、私が聞いたことに的確に答えるように指示してくださいね。私は、豊前市長がこの上毛町に直接来られたときに、それ以後、豊前市長と何回交渉されたのかというお尋ねです。

○議長（宮崎昌宗君）交渉そのものですね。

○10番（茂呂孝志君）交渉の回数、内容じゃないんですよ。その後何回ぐらい交渉されたのかね。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）交渉といいますか、豊前市さんはそもそも液肥でやりたいというふうにおっしゃっていましたが、いろんな経緯、茂呂さんも前回、吉富に傍聴に来られていましたけども、築上町とみやこ町が脱退したわけですよ。脱退することによってかなり、今の負担から下がってよかったと両町長おっしゃっているわけですよ。そういう中で、いろんな手法を考えるのは当然のことだと思いますしね、そうやすやすと、豊前が困っているから行くというようなことを簡単に言えるものではないというふうに思いますし、軽率な判断だと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）水の値段に交渉しているということですから、町長と市長が何回交渉されたのかというお尋ねであります。

○議長（宮崎昌宗君）要するに交渉した実態はあるか、交渉そのものあるかということですね。

副町長。

○副町長（岡崎 浩君）あくまで吉富町の環境衛生組合と豊前市の話なんで、当然、吉富と共同歩調の中で考えていく部分で、町長が単独で豊前市長と協議する部分じゃないと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）残り4分です。

○10番（茂呂孝志君）今の町長の答弁内容からすると、これまでに、水のことを、水の値段のことを言っていますが、豊前市長との直接の話合いというのはなかったとい

うふうにとられます。それで間違いないでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（円入忠義君）豊前市と、組合議会の事務局として、令和2年度では、3回の交渉を行っております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）時間も残り少ないのですが、もうこれで終わります。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。

○10番（茂呂孝志君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）お疲れさまでした。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時56分